

**日本体育・スポーツ政策学会
編集委員会の運営に関する規程**

第1条 この規程は、日本体育・スポーツ政策学会（以下「本会」という）会則第18条の定めに基づき設置される編集委員会の構成と運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会の学会誌『体育・スポーツ政策研究 (The Japanese Journal of Policy for Physical Education and Sport)』（以下「本誌」という）は、原則として1年に1回刊行する。

第3条 本誌の編集業務を行うために、編集委員会を置く。編集委員会は、編集委員長1名及び編集委員若干名で構成される。編集委員長及び編集委員ともに、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 編集委員長及び編集委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第5条 編集委員長は編集委員会を代表し、編集委員会会務をつかさどる。

第6条 編集委員会は、下記の事項に関する方針を立案及び審議する。

- (1) 学会誌の企画及び編集に関する事項
- (2) 投稿論文等の受付、審査及び掲載に関する事項
- (3) 査読者の選定に関する事項
- (4) その他編集委員会が行うのが適当と考えられる事項

第7条 本誌は、本会会員には1号につき1冊を配布する。販売する場合は1冊2,000円とする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は平成23年4月1日から適用する。

令和7年12月13日改正適用。